

平成29年 6月29日

飯塚市議会議長 藤 浦 誠 一 様

総務委員長 坂 平 末 雄

議案第54号に対する修正案について

「議案第54号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」の審査において、別紙のとおり修正案が提出され、採決の結果、賛成多数により修正案及び修正部分を除く原案を可決しましたので報告します。

平成29年6月22日

総務委員長

坂平末雄様

発議者 勝田靖

「議案第54号 飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」に対する修正動議

上記の動議を、会議規則第96条の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

修正案

議案第54号「飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」の一部を次のように修正する。

題名の改正規定を次のように改める。

題名中「飯塚市長」を「飯塚市長等及び飯塚市議会議員」に改める。

第1条から第6条までの改正規定を次のように改める。

第1条中「基づき、」を「基づく」に改め、「必要な事項」の次に「並びに副市長、教育長及び企業管理者(以下「副市長等」という。)並びに飯塚市議会議員(以下「議員」という。)の市長に準じた資産等の公開に関し必要な事項」を加える。

第6条中「市長」を「市長、副市長等及び議員」に、「規則で」を「市長及び議会が別に」に改め、同条を第12条とする。

第5条第1項中「前3条」を「第2条から前条まで」に、「作成された」を「作成され、又は提出された」に、「市長」を「市長又は議長」に、「作成すべき」を「作成し、又は提出すべき」に改め、同条第2項中「市長」を「市長又は議長」に改め、同条を第11条とする。

第4条の見出し中「関連会社等報告書」の前に「市長の」を加え、同条中「この条」の次に「から第10条まで」を加え、同条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

(副市長等の関連会社等報告書の提出)

第9条 副市長等は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、5月1日から同月31日までの間(当該期間内に任期満了により副市長等でない期間がある者で当該任期満了による選任により再び副市長等となったものにあつては、同月1日から再び副市長等となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、市長に提出しなければならない。

(議員の関連会社等報告書の提出)

第10条 議員は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、5月1日から同月31日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものに

あつては、同月1日から再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間に、議長に提出しなければならない。

第3条の見出し中「所得等報告書」の前に「市長の」を加え、同条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

(副市長等の所得等報告書の提出)

第6条 副市長等(前年1年間を通じて副市長等であった者(任期満了により副市長等でない期間がある者で当該任期満了による選任により再び副市長等となったものにあつては、当該副市長等でない期間を除き前年1年間を通じて副市長等であった者)に限る。)は、前条各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、5月1日から同月31日までの間(当該期間内に任期満了により副市長等でない期間がある者で当該任期満了による選任により再び副市長等となったものにあつては、同月1日から再び副市長等となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、市長に提出しなければならない。

(議員の所得等報告書の提出)

第7条 議員(前年1年間を通じて議員であった者(任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、当該議員でない期間を除き前年1年間を通じて議員であった者)に限る。)は、第5条各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、5月1日から同月31日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、同月1日から再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、議長に提出しなければならない。

第2条の見出し中「資産等報告書等」の前に「市長の」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(副市長等の資産等報告書等の提出)

第3条 副市長等は、その任期開始の日において有する前条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

2 副市長等は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前条第1項各号に掲げる資産等であつて12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年

の5月1日から同月31日までの間に、市長に提出しなければならない。

(議員の資産等報告書等の提出)

第4条 議員は、その任期開始の日(再選挙、補欠選挙又は増員選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する第2条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、市議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。

2 議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった第2条第1項各号に掲げる資産等であつて12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の5月1日から同月31日までの間に、議長に提出しなければならない。

附則第3項中「第8条」を「第11条」に改め、同項の次に次の2項を加える。

(議員の資産等報告書等の提出等の特例)

4 この条例の施行の日において議員である者は、同日において有する第2条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ同各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して60日を経過する日までに提出しなければならない。

5 前項の規定により提出された資産等報告書については、第11条の規定を準用する。

議案第54号修正案対照表

修正案	議案第54号
<p style="text-align: center;"><u>飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成4年法律第100号)第7条の規定に基づく飯塚市長(以下「市長」という。)の資産等の公開に関し必要な事項並びに副市長、教育長及び企業管理者(以下「副市長等」という。)並びに<u>飯塚市議会議員(以下「議員」という。)</u>の市長に準じた資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市長の資産等報告書等の作成)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(副市長等の資産等報告書等の提出)</p> <p>第3条 副市長等は、その任期開始の日において有する前条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 副市長等は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前条第1項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の5月1日から同月31日までの間に、市長に提出しなければならない。</p> <p><u>(議員の資産等報告書等の提出)</u></p> <p>第4条 <u>議員は、その任期開始の日(再選挙、補欠選挙又は増員選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)</u>において有する第2条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、市議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった第2条第1項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の5月1日から同月31日までの間に、議長に提出しなければならない。</u></p> <p>(市長の所得等報告書の作成)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>飯塚市長等の資産等の公開に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成4年法律第100号)第7条の規定に基づく飯塚市長(以下「市長」という。)の資産等の公開に関し必要な事項並びに副市長、教育長及び企業管理者(以下「副市長等」という。)の市長に準じた資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市長の資産等報告書等の作成)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(副市長等の資産等報告書等の提出)</p> <p>第3条 副市長等は、その任期開始の日において有する前条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 副市長等は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前条第1項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の5月1日から同月31日までの間に、市長に提出しなければならない。</p> <p>(市長の所得等報告書の作成)</p> <p>第4条 (略)</p>

(副市長等の所得等報告書の提出)

第6条 副市長等(前年1年間を通じて副市長等であった者(任期満了により副市長等でない期間がある者で当該任期満了による選任により再び副市長等となったものにあつては、当該副市長等でない期間を除き前年1年間を通じて副市長等であった者)に限る。)は、前条各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、5月1日から同月31日までの間(当該期間内に任期満了により副市長等でない期間がある者で当該任期満了による選任により再び副市長等となったものにあつては、同月1日から再び副市長等となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、市長に提出しなければならない。

(議員の所得等報告書の提出)

第7条 議員(前年1年間を通じて議員であった者(任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、当該議員でない期間を除き前年1年間を通じて議員であった者)に限る。)は、第5条各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、5月1日から同月31日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、同月1日から再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、議長に提出しなければならない。

(市長の関連会社等報告書の作成)

第8条 市長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条から第10条までにおいて同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、5月1日から同月31日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、作成しなければならない。

(副市長等の関連会社等報告書の提出)

第9条 副市長等は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、5月1日から同月31日までの間(当該期間内に任期満了により副市長等でない期間がある者で当該任期満了による選任により再び副市長等となったものにあつては、同月1日から再び副市長等となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、市長に提出しなければならない。

(副市長等の所得等報告書の提出)

第5条 副市長等(前年1年間を通じて副市長等であった者(任期満了により副市長等でない期間がある者で当該任期満了による選任により再び副市長等となったものにあつては、当該副市長等でない期間を除き前年1年間を通じて副市長等であった者)に限る。)は、前条各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、5月1日から同月31日までの間(当該期間内に任期満了により副市長等でない期間がある者で当該任期満了による選任により再び副市長等となったものにあつては、同月1日から再び副市長等となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、市長に提出しなければならない。

(市長の関連会社等報告書の作成)

第6条 市長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、5月1日から同月31日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、作成しなければならない。

(副市長等の関連会社等報告書の提出)

第7条 副市長等は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、5月1日から同月31日までの間(当該期間内に任期満了により副市長等でない期間がある者で当該任期満了による選任により再び副市長等となったものにあつては、同月1日から再び副市長等となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、市長に提出しなければならない。

(議員の関連会社等報告書の提出)

第10条 議員は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、5月1日から同月31日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、同月1日から再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間)に、議長に提出しなければならない。

(資産等報告書等の保存及び閲覧)

第11条 第2条から前条までの規定により作成され、又は提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、市長又は議長において、これらを作成し、又は提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、市長又は議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。

(委任)

第12条 この条例に規定するもののほか、市長、副市長等及び議員の資産等の公開に関し必要な事項は、市長及び議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(副市長等の資産等報告書等の提出等の特例)
- 2 この条例の施行の日において副市長等である者は、同日において有する第2条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ同各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して60日を経過する日までに提出しなければならない。
- 3 前項の規定により提出された資産等報告書については、第11条の規定を準用する。
(議員の資産等報告書等の提出等の特例)
- 4 この条例の施行の日において議員である者は、同日において有する第2条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ同各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して60日を経過する日までに提出しなければならない。
- 5 前項の規定により提出された資産等報告書については、第11条の規定を準用する。

(資産等報告書等の保存及び閲覧)

第8条 第2条から前条までの規定により作成され、又は提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、市長において、これらを作成し、又は提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、市長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。

(委任)

第9条 この条例に規定するもののほか、市長及び副市長等の資産等の公開に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(副市長等の資産等報告書等の提出等の特例)
- 2 この条例の施行の日において副市長等である者は、同日において有する第2条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ同各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して60日を経過する日までに提出しなければならない。
- 3 前項の規定により提出された資産等報告書については、第8条の規定を準用する。